2　実施しようとする特定海外事業の類型

類型	（該当する場合○）
（１）港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの	
（２）我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの	
（３）特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの	

3　特定海外事業の目標

（１）事業の背景及び実施の必要性

（注）実施しようとする事業に係る現状（申請者の経営戦略上の事業の位置付け、これまでの事業の実績、事業実施国その他諸外国における事業の実施状況等）、事業を実施しなかった場合の我が国の経済安全保障上のリスク等の課題、当該事業に係る今後の市場の見通し及び世界情勢等を踏まえ、当該事業を実施する必要性について記載すること。

（２）事業の目標及び国内への裨益

（注）事業全体を通して達成しようとする目標（当該事業を実施することによる将来の自律的な事業拡大の展望等のほか、我が国の経済安全保障の確保の推進の観点で期待される効果を含む）及び当該事業の実施により想定される我が国の産業や事業者への貢献など国内への裨益を記載すること。

4　特定海外事業の内容及び実施期間

（１）計画の内容

（注）特定海外事業計画の概要を記載するとともに、実施しようとする特定海外事業の内容が２．で○を付した特定海外事業の類型に該当するものであることを説明すること。

（２）計画全体のスケジュール

年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）既に達成したものも含め、主なマイルストーン（各種許認可等の取得見込みを含む。）について行を追加しつつ、年度ごとに記載すること。

（３）支援措置の対象とする特定海外事業の実施期間

事業の内容	着手（発注）	施設等の整備運用を行う期間	運用開始
	年　月	年　月～　年　月	年　月
	年　月	年　月～　年　月	年　月
	年　月	年　月～　年　月	年　月

（注１）特定海外事業の実施期間は、事業者が認定の申請を行うに当たって確実に事業を実施する最低限の期間。

（注２）着手とは、事業を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、事業を開始することをいう。

（注３）複数の異なる事業を一貫して実施する場合は、行を追加して事業種類ごとに記載すること。

（４）支援措置の対象とする施設等の内容

事業の内容（注１）					
施設等の名称					
施設等の所在地（住所）					
敷地面積		㎡	建築面積		㎡
必要金額					
施設等の説明	（供給能力や製品スペック、生産性等の特徴など）				